平成３０年（フ）第１０７９号
横浜市金沢区堀口８番１号　ハイツ太田203
債務者　高野　栄子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１６２号
横浜市旭区西川島町127番地２　メゾンエスポアール
債務者　小野久美子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第１２８２号
愛知県春日井市西高山町１丁目４番地の11
破産者　株式会社斉工舎
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３９９号
東京都八王子市元横山町２丁目６番24号フジタ八王子マンション603号
破産者　鈴木　伸好
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１８３９号
（最後の住所）横浜市都筑区荏田南１丁目１番92―202号
破産者　亡立花文敏相続財産（開始決定時の表示立花文敏）
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４１号
三重県津市半田2386番地３　バーディＡ202号室、前住所三重県津市大谷町208番地96
破産者　濱田　伸夫
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１０３号
茨城県つくばみらい市戸崎881番地１、前住所埼玉県さいたま市岩槻区大字本宿169番地
破産者　赤根　正晃（旧姓清川）
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１９００号
愛知県大府市一屋町４丁目66番地　ビレッジハウス共和２号棟　202号室、開始決定時の住所愛知県大府市横根町坊主山１番地の644
破産者　杉山　清金
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３号
京都府綾部市栗町土居ノ内10番地
破産者　大島　穂積
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第２４７３号
大阪府豊中市千里園２丁目４番11号
破産者　南　　隆義
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４７４号
大阪府豊中市千里園２丁目４番11号
破産者　南　　昌子
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９０１号
大阪府寝屋川市寿町18番22号、前住所大阪府寝屋川市緑町10番５号
破産者　田島　禎志
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６４０号
兵庫県尼崎市武庫元町１丁目17番４号　パラツィーナエスタ武庫元町101号、前住所兵庫県尼崎市七松町１丁目９番22号
破産者　創作家庭料理みもざこと金井良子こと　ＫＩＭ　ＲＹＡＮＧＯＫ（金良玉）
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２９号
秋田市南通築地11番14号、前住所秋田市新屋松美ガ丘南町13番３号
破産者　新開　　仁
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８８号
金沢市土清水１丁目363番地
破産者　旬菜料理吾亦紅こと　坂本　昭三
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７号
鹿児島県奄美市名瀬伊津部町17番８号
破産者　保科　裕之
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第３０３号
宮崎市佐土原町下那珂4518番地45
破産者　日髙　聖文
1　破産債権の届出期間　平成30年７月９日まで
2　一般調査期日　平成30年９月７日午後３時
平成30年６月８日　　宮崎地方裁判所破産係